

2023年3月17日から、出入国在留管理庁が発行する「在留資格認定証明書」の電子化が開始されました。同日以降、申請者は電子メールで証明書を受け取ることが可能となります。

※電子化の詳細については[出入国在留管理庁ホームページ](#)をご確認ください。

当事務所においては上記措置の開始に伴い、査証申請を行う場合の提出書類について、以下のとおり変更いたします。

#### 1 在留資格認定証明書について（※在留資格認定証明書所持者のみ）

これまで、申請時に在留資格認定証明書の原本の提出をお願いしておりましたが、電子在留資格認定証明書をお持ちの本人は、電子メール又は写しを提示することで申請が可能となります。

※1 紙の在留資格認定証明書をお持ちの方は、これまでどおり紙の原本提出のほか、写しの提出も可能になります。

※2 代理人等の方が査証申請する場合は、紙の原本又は写し若しくは電子メールの印刷物の提出が必要です。

#### 2 申請書について

上記1の運用に伴い、査証申請書の書式が改訂されました。新たに「在留資格認定証明書番号」を記載する箇所等が増えておりますので、記入の際はご注意ください。